

宇都宮第九合唱団規約

第一条 名 称

この団体の名称は『宇都宮第九合唱団』(以下、団という)とする。

第二条 目 的

ベートーヴェン作曲交響曲第九番ニ短調作品125『合唱付き』(以下、第九という)並びにその他の合唱曲の演奏会、及び練習を通して、団員各自の交流と音楽への理解を深め、その活動をもって地域文化の向上に寄与する事を目的とする。

第三条 活 動

当団は営利を目的とせず、自主運営団体として次の活動を行なう。

- ① 第九その他の合唱曲演奏の為の練習、演奏会開催
- ② 音楽を通じての団員間の交流
- ③ その他、目的達成に必要な活動

第四条 活動期間

活動期間は1月1から12月31日とする。

第五条 入団資格

この規約に同意する者は、合唱経験・国籍を問わず誰でも入団できる。

ただし、反社会的勢力に該当、または関係していると認められる者、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害、その他これらに準ずる行為に及んだ者を除く。

第六条 団員の義務

団員は次の義務を有する。

- ① 団費、及び演奏会費（演奏会出席者のみ）の納入
- ② 練習への出席
- ③ 運営への参加

第七条 入 団

第五条の資格を満たした者が、所定の入団申込書を提出し、団費を納入したときをもって入団とする。

ただし、団に著しく損害を与えた者や、団の活動を妨害した者、あからさまな営業・勧誘活動を行った者、運営上著しく不適格であると実行委員会が判断した者は、入団を断る、または取り消すことができる。

第八条 退団及び休団

団員は退団及び休団については団長に申し出なければならない。但し、一旦納入された団費は原則として返金しない。

第九条 事故・損害の責任

団の活動において、団員に事故や損害があった場合、また団員が第三者に損害を与えた場合、団はその責任を負わない。団員は十分な注意を払い、責任ある行動をとるものとする。

第十条 総会

総会は全団員により構成し、団の運営に関し、役員の選任を始め一切の事項を審議・決定する。その際、

欠席者の意思は議長一任とする。定期総会は決算報告を兼ね、年に一度開催する。なお、実際の運営や活動に関しては、実行委員会に委任することができる。また、団長または副団長が必要と認めた場合には臨時総会を開催できる。

第十一條 役員の選任

総会は、次の役員を選出する。

- | | |
|------------|-----|
| ①団長 | 1名 |
| ②副団長 | 若干名 |
| ③会計 | 若干名 |
| ④監査役または監査人 | 若干名 |

役員の任期は一年とし、再任を妨げない。但し、辞任においては後任決定までその責任を全うしなければならない。

第十二條 実行委員会

実行委員会は、総会からの委任を受け、その年度の団の活動に関する事項を審議し決定する。特にその定数は定めない。実行委員会は団長、副団長が招集し、その内容及び決定事項は団員に報告する。

第十三條 財 政

団の財政は、団費、演奏会費、広告料、その他により賄う。その金額は実行委員会で決定する。

第十四條 決算報告

団は団員に対し、前期・後期を通じての決算報告を定期総会にて行う。

この報告は、監査役または監査人の監査を受けるものとする。

第十五條 規約の改正

この規約の改正は、総会の出席者の過半数の同意で決定する。

【付則】

付則一条 宇都宮第九合唱団基金

1984年宇都宮第九合唱団演奏会収益金積立を基とし、その後の活動の収益金を基金として積み立てたものからなり、新たな積み立て及び取り崩しは総会の決議をもって決定する。

付則二条 この規約は改定と同時に発効する。

平成7年2月3日	改定
平成8年2月9日	改定
平成14年2月16日	改定
平成19年3月31日	改定
平成23年2月26日	改定
平成25年3月9日	改定
平成27年3月28日	改定
平成28年3月19日	改定
平成30年3月24日	改定